

ID: 271

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町道路事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成25年条例第38号		
<p><b>【根拠条文】</b> (分担金の徴収) 第3条 分担金は、道路工事の施行により、特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から当該道路事業に要する費用の一部を徴収する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額) 第4条 受益者から徴収する分担金の額は、当該事業費に別表に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国、県工事については、事業費総額から当該補助金を除した額に、別表の割合を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日